

## 中間市教育委員会交際費の支出に関する基準

### (目的)

第 1 条 この訓令は、教育委員会における対外的な交渉、交際のために支出する必要な経費（以下「交際費」という。）について、一定の基準を定めることにより、支出の透明性と公正で民主的な教育行政の運営を図ることを目的とする。

### (支出基準)

第 2 条 交際費は、別表に定めるところにより支出するものとする。

2 市が補助金を交付している団体については、原則として交際費を支出しない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、教育長が必要と認める額を支出することができる。

### (公表の方法)

第 3 条 交際費の公表については、中間市ホームページに掲載し、公表するものとする。

### (決裁)

第 4 条 交際費の支出については、前条第 1 項に定める場合を除き、事前に教育長決裁を受けるものとする。

### 附 則（平成 23 年中間市教育委員会訓令第 1 号）

この訓令は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

教育委員会交際費支出基準表

（単位：円）

種類	名目	対象	金額	備考
慶弔	ご霊前	現職の議員本人	30,000	供花を含む。
		現職の市長、副市長又は教育長本人	30,000	供花を含む。
		執行機関に属する現職の非常勤特別職職員本人	20,000	供花を含む。
		前議員又は前四役本人	10,000	元市長及び元議長本人の場合も同様とする。
		一般職職員本人	20,000	供花を含む。
		執行機関以外に属する現職の非常勤特別職本人	5,000	
		市政及び教育行政功労者	10,000	
総会等	祝儀	出席時	5,000	
		懇親会を伴うもの	10,000	1名につき ※会費の場合は、会費相当額
全国大会等 出場	餞別	出場者	10,000	
入院見舞	お見舞	各委員会委員及び慶弔対象者	5,000～7,000	果物、生花等
手土産	お礼	講演会講師	3,000～7,000	地元名産等
	土産	訪問先	3,000～7,000	地元名産等

備考 交際費の支出については、種類等に応じ、各々の金額欄に掲げる額の範囲内で支出するものとする。